

島田市公共建築物等における 木材の利用の促進に関する方針



(平成 25 年 2 月策定)

(平成 30 年 8 月改定)

(令和 5 年 3 月改定)

趣 旨

本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づくとともに、静岡県方針「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」（令和 4 年 3 月策定）に即し、島田市の公共建築物等における木材（主に大井川流域産材）の利用促進のための基本的事項や取組みを定めるものです。

基本的な考え方

2050 年のカーボンニュートラルの実現のためには、二酸化炭素の排出削減や再生可能エネルギーの導入などと併せて、二酸化炭素を吸収し炭素として固定する森林の機能の維持・増進や、森林が固定した炭素を長期間貯蔵する建築物等への木材利用について、より一層の取組が必要となっています。

こうしたなか、国では「公共建設物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）において、「脱炭素社会の実現に資すること」を目標に加えるとともに、対象を公共建築物から、民間建築物を含む建築物一般へと広げ、その名称も「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（令和 3 年 10 月施行）に改定しました。

脱炭素社会の実現に向けた取組として、本市では令和 3 年 3 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。二酸化炭素の排出と吸収を均衡させる「カーボンニュートラル」を目指すためには「排出量を抑制する」だけでなく、「吸収量を増やす」ことも重要となります。

市域の約 3 分の 2 が森林である本市は、森林の持つ多面的機能の一つである「二酸化炭素吸収」の効果を最大限に発揮するためにも「育て、活用し、また育てる」林業の循環を促進していきます。

林業の循環促進に向けて、本市の森林は、これまでの先人の努力により「育て」られ、すでに資源として充実した状態にあります。

「活用」については、まずは公共部門での率先的に利用していくことが必要であり、公共部門の「公共施設整備」、「公共土木工事」の各分野で引き続き積極的な利用に努めます。また、公共部門のみならず、木造住宅に対する「地域木材利用促進事業」の施行など、民間部門においても大井川流域産材の利用を促進していきます。

「また育てる」については、森林環境譲与税を活用した奨励金を交付することで皆伐後の再生林を働きかけ、森林資源の持続性を確保するとともに、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図っていきます。

○参考資料（静岡県森林・林業統計要覧 令和 3 年度版）

島田市の森林面積（ha）

市全体面積	森林面積	森林率(%)	私有林	国有林
31,570	20,847.40	66.04	19,975.83	871.57

大井川流域産材利用の意義

森林は、木材の生産機能のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化防止といった多面的な機能を有しており、市民の生活に重要な役割を担っているといえます。

そうしたことから、森林を適正に管理し、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが大変重要あり、森林の多面的機能の維持・増進のためには「育て、活用し、また育てる」という形で、森林資源の循環利用を促進することが必要となります。

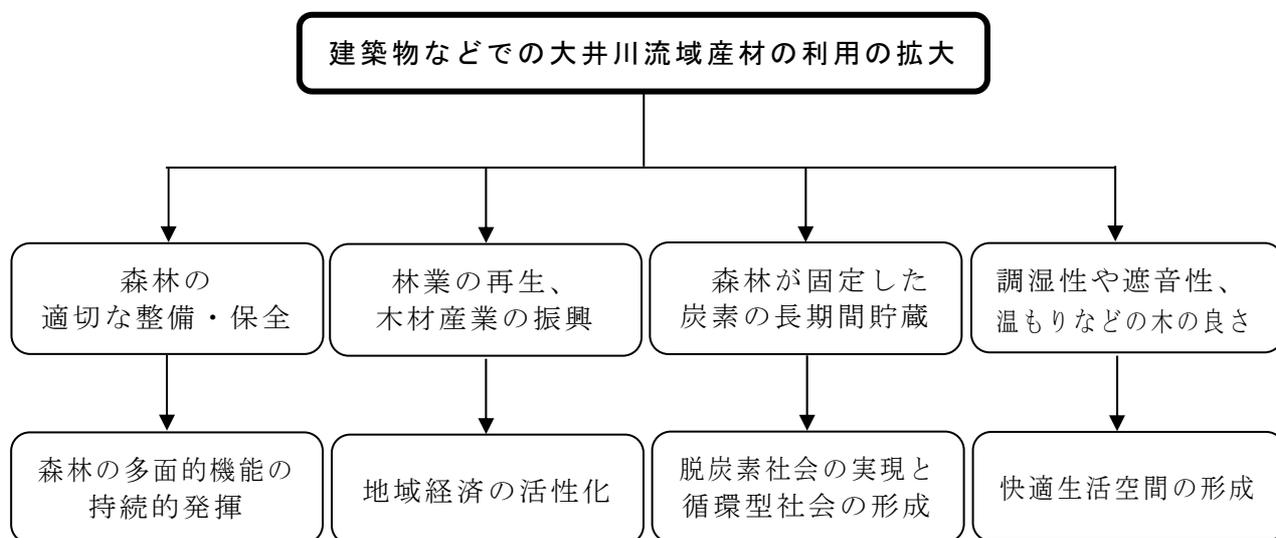
本市市域の約66%を占める森林は、約半数が木材として利用可能な林齢であり、当市の森林資源は十分蓄積されています。しかしながら、プラスチック製品をはじめとした非木質系の代替品の増加による需要の減少等により、林業や木材産業は厳しい状況にあります。

本市では、平成21年より島田市総合計画において、大井川流域産材の利用促進を掲げるとともに、近年では環境と経済を両立させる世界基準の森林管理を行うFSC森林認証の取得に取り組むことで、森林施業の活性化や公共施設への木材利用の促進に努めてきました。

大井川流域産材の利用を拡大することは、地域の林業再生と森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮とともに、山村をはじめとする地域経済の活性化に資するものです。

また、木材は、断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、森林が生育中に吸収した二酸化炭素を炭素として長期間にわたり貯蔵できることや、再生可能な資源でありエネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない特性があることから、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、SDGsの達成及び脱炭素社会の実現にも貢献するものといえます。

こうした森林が持つ様々な効果の発現のためには、市自らが率先して大井川流域産材の利用に取り組むとともに、民間への大井川流域産材の利用に対しても働きかける必要があります。



対象及び具体的利用目標

1. 木材の利用を促進する対象

- (1) 市が整備する全ての建築物、工作物、公共土木工事など
 - ・ 建築物（教育、福祉、観光、体育、医療施設等）
 - ・ 建築物の構造材、内装等
 - ・ 備品（本棚、机、椅子等）
 - ・ 工作物（ガードレール、柵、看板等）
 - ・ 土木工事（防止柵、木柵工、造成工事における緑化資材等）
- (2) 民間事業者が整備する市内の公共建築物など
 - ・ (1)に同じ
- (3) 民間事業者が整備する市内の建築物など（(2)に含まれるものを除く）
 - ・ 住宅や非住宅建築物（店舗や事務所、公民館など）等

2. 木材の具体的利用目標

公共部門

(1) 構造の木造化

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を推進します。

(2) 混構造の採用

木造と非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造など）の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度などから有利な場合もあることから、その採用も積極的に推進します。

(3) 内装等の木質化

木造、非木造、混構造などの構造にかかわらず、内装等の木質化によるぬくもりのある空間形成を推進します。

(4) 物品調達等での木材の利用

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類の消耗品について、原材料として木材を使用したものの利用を推進します。

(5) 公共土木工事での利用

公共土木工事においては、木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を推進します。

(6) 公共施設における工作物での利用

周囲との調和や木材の強度に留意しつつ木材の利用を推進します。

民間部門

(1) 住宅への利用促進

本市単独の補助事業である「島田市地域木材利用促進事業」により、民間の住宅建築において大井川流域産材の利用を促進します。

(2) 非住宅への利用促進

FSC 森林認証の取得による大井川流域産材のブランド化を推進することで、様々な分野における大井川流域産材の利用を促進します。

県が実施する「しずおか木使い施設推進事業」を周知し、店舗や事務所等における地域木材の利用を促進します。

県や島田木材協同組合等とともに、コミュニティ施設の建替を計画している自治会等へ木材の活用意義や補助制度をPRし、地域木材の利用を促進します。

コスト面で考慮すべき事項

1. 建築・土木工事等での木材利用のコスト

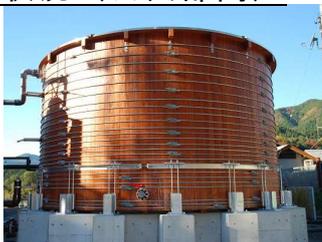
公共建築物等を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計などの段階から、施工コストの工夫のみならず維持管理及び解体・廃棄などのコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値なども考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めます。

2. 物品調達等での木材利用のコスト

備品や消耗品についても、購入コストや木材利用の意義、効果を総合的に判断します。

○参考資料

活用状況（公共部門）



川根温泉 木製貯湯タンク



川根小学校 校舎



川根図書館



TOURIST INFORMATION おおいなび



治山復旧工事 残存型枠工



林道鍋島犬間線 木柵工

活用状況（民間部門）



大井川流域産材による木造住宅



大井川流域産材による木造住宅



向谷町自治会館「木の香」